いすみ市選挙管理委員会告示第32号

令和８年11月15日執行のいすみ市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第１項ただし書の規定による投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票所並びに繰り上げる時間及び閉じる時刻は次のとおりである。

令和８年11月８日

いすみ市選挙管理委員会委員長　山口　明也

投　票　所　名	繰り上げる時間	閉じる時間
千町投票区投票所	２時間	午後６時
国吉投票区投票所	２時間	午後６時
中川投票区投票所	２時間	午後６時
大原投票区投票所	２時間	午後６時
渋田投票区投票所	２時間	午後６時
東海投票区投票所	２時間	午後６時
東投票区投票所	２時間	午後６時
布施投票区投票所	２時間	午後６時
浪花投票区投票所	２時間	午後６時
太東投票区投票所	２時間	午後６時
古沢投票区投票所	２時間	午後６時
長者投票区投票所	２時間	午後６時
中根投票区投票所	２時間	午後６時